

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.6

CONTENTS

◆ 関東唯一の汽水湖
「涸沼」の魅力を探る

- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 民法（債権法）改正
- ◆ 営業用ナンバーって何だろう？
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

夕日の名所「涸沼」
親沢公園から筑波山を望む（茨城町）

全国的にも
珍しい汽水湖

「涸沼」

の魅力を探る



ここ(広浦)は
水戸八景でも
あるんだニャ



涸沼(広浦)

涸沼は茨城町、銚田市、大洗町にまたがる那珂川水系の湖で、淡水と海水が混じりあう希少価値のある汽水湖です。この独特な自然環境のため、良質なヤマトシジミの産地、野鳥の宝庫としても有名ですが、近年は水辺環境の保全を目的としたラムサール条約にも登録され、注目が集まっています。この涸沼の魅力を探ってみましょう。

涸沼は約6000年前には海でしたが、気温が下がるにつれて海面が後退し、さらに那珂川の洪水でたまった砂により涸沼川の下流がふさがれて形成されました。

満潮時には海から涸沼川へと海水が流れ込むため、海水と淡水が混じりあい、流域には多くの動植物が生息しています。



オオワシ

夏にロシア東部のオホーツク海沿岸などで繁殖し、日本へは冬に越冬のために渡ってきます。国の天然記念物に指定されており、日本に生息するワシ類の中では最大といわれており、両翼を広げると2.5メートルにもなります。本州で飛来が観測されるのはほぼ涸沼だけということから、毎年1月下旬から3月中旬には多くのカメラマンが集結します。

ヒヌマイトトンボ

1971年に発見された新種ですが、茨城県版レッドデータブック2016年改訂版ではごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高いものに位置づけられました。



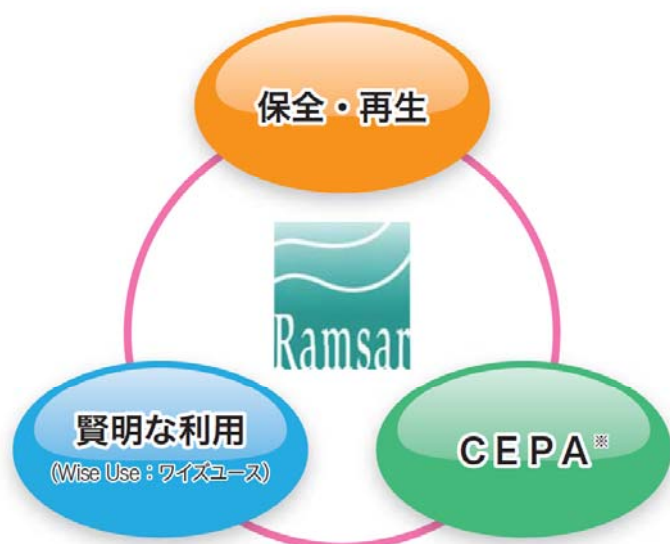
カオグロアメリカムシクイ

北米に生息し中南米で越冬するスズメ科の鳥ですが、2017年に日本で初めて涸沼で確認されました。全長13cmほどで、黒い顔と黄色い胸が特徴です。涸沼で確認されたのは1羽と見られ、情報が広がって以来、関東を中心に愛知や大阪からも愛鳥家が撮影のため集まっています。

ラムサール条約とは…



ラムサール条約とは、水鳥が多く利用する湿地を保護するための国際条約で1971年2月2日に制定され、日本は1980年に締約国になりました。「ラムサール条約」という名称は、この条約が作成された地であるイランの都市ラムサールにちなんで呼ばれるようになった通称で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。



※CEPA (Communication, Education, Participation, and Awareness)
とは、対話 (情報交換等)、教育、参加、啓発活動のこと。

ラムサール条約では、地域の人々の^{なりわい}生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用 (Wise Use : ワイズユース)」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することです。

現在、潟沼周辺では、その環境を活かして様々な団体や学校、企業が活動を行っています。自然体験や生き物の観察会、里山の保全や農業・漁業体験など、その活動分野は多岐にわたります。



涸沼自然公園

涸沼北側湖畔に広がる広大な自然公園で、園内には30種類約1万株のあじさいが色鮮やかに咲き誇ります。涸沼より流れる涼しい風の影響で近隣地域より少し遅れて咲き始めます。「ひぬまあじさいまつり」は毎年6月中旬から7月上旬（2018年は6月23日から7月16日まで）に開催され、多くの来場者で賑わいます。



シジミ

涸沼のシジミ漁獲量は全国第4位を誇り、品質も最高であるとして有名です。涸沼で漁獲されるシジミは「ヤマトシジミ」と呼ばれる種類で、これは汽水域にしか生息できません。かつては茨城県でも霞ヶ浦や北浦などにも生息していましたが、水門により淡水化されてしまったことにより絶滅してしまいました。そのため、茨城県で漁獲されているヤマトシジミのほぼ全量は涸沼産です。



あんばまつり

毎年7月末に開催され多くの人で賑わう、茨城町を代表するお祭りのひとつ。数隻の舟を繋ぎ合せて山車に見立てて涸沼に浮かべ、舟の上で太鼓や笛のおはやしで踊る、という全国的に見ても珍しいお祭りです。



茨城町には、
涸沼に関連して、
様々な魅力があります。



茨城町長
小林 宣夫

とき 「季のきらめき」第6号の発刊にあたって

「季のきらめき」第6号の発刊、おめでとうございます。

貴会におかれましては、日頃から町行政に多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

町のシンボルである「涸沼」は、絶滅危惧種のオオワシをはじめとする多数の渡り鳥が飛来する大変珍しい湿地です。また、特産品であるヤマトシジミをはじめ、多くの魚が生息し、豊かな生態系を保っています。

隣接する涸沼自然公園は、涸沼を一望できるほか、年間を通して様々なイベントを開催しています。

茨城町へお越しの際は、ぜひ涸沼まで足をお運びください。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。平成30年3月末現在、全国で会員登録者数は前年度同月比710名増加し、46,915名となりました。茨城県行政書士会には、1,166名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・ 建設業許可申請
- ・ 宅建業免許申請
- ・ 産業廃棄物処理業許可申請
- ・ 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・ 貨物自動車運送業許可申請
- ・ 倉庫業の許可申請
- ・ 飲食店営業許可申請
- ・ 風俗営業許可申請
- ・ 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・ 株式会社等法人設立関係書類作成
- ・ 会計記帳、決算書類の作成
- ・ 各種議事録、社内規定の作成
- ・ 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- ・ 公的機関助成金、融資手続き
- ・ 雇用、賃金についての相談
- ・ 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・ 遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・ 内容証明郵便の作成
- ・ 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- ・ 交通事故調査
- ・ 自賠責保険の請求手続き
- ・ 著作物の登録
- ・ 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- ・ 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- ・ 住宅賃貸借契約書
- ・ 不動産売買契約書
- ・ 建築請負契約書
- ・ 農地転用許可申請
- ・ 開発行為許可申請



民法（債権法）改正 平成32年（2020年）4月1日施行

2020年4月1日から
債権法

改正



(民法の契約等に関する部分) が新しくなります

明治29年（1896年）に債権法が制定されてから、約120年にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。

今回の改正は、約120年間の社会経済の変化への対応を図り、かつ、現在の裁判や取引実務で通用している基本的なルールを条文上も明確にし、読み取りやすくするものです。

1. 消滅時効に関する改正

- ・原則：債権の消滅時効は10年（民法166条、同167条）
例：金銭を貸した場合は、消滅時効は返済期日から原則10年とされています。
- ・例外についての現行ルール：債権であっても、病院治療費や工事請負代金については3年、塾代や弁護士報酬は2年、飲食代金や運送料金については1年、など職業別に短期の消滅時効が設けられていました。
- ・例外についての新ルール：職業別の短期消滅時効の特例を廃止し、原則5年となります。

旧ルール

債権の種類	時効期間
医師の診療報酬	3年
弁護士の報酬	2年
飲食代金	1年
動産のレンタル代金	1年
商取引債権	5年

新ルール

原則5年

（ケースによっては）
最長10年

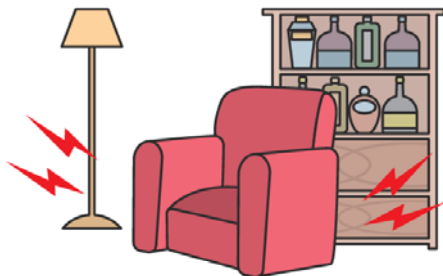
2. 法定利率に関する改正

- ・旧ルール：利率の定めがない場合、民事利率は年5%
- ・新ルール：利率の定めがない場合、民事利率は年3%
かつ、将来的に法定利率が市中の金利動向に合わせて自動的に変動する仕組みが新たに導入されます。
(利率は契約開始から終了まで固定されています)

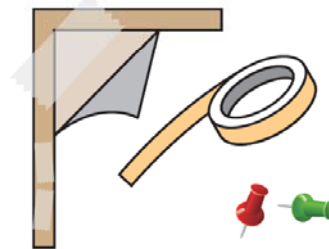
3. 敷金に関する明文化

- ・旧ルール：民法に敷金に関する条文はなし。
- ・新ルール：敷金の定義、返還の要件などを明文化。

通常損耗・経年変化の例



家具の設置による床、
カーペットのへこみ



クロスの変色
(日照などの自然現象によるもの)、
壁等の画紙、ピン等の穴

通常損耗・経年変化に当たらない例



たばこのヤニ



ペットによる柱等のキズ

(国土交通省住宅局「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」より)

「行政書士は頼れる街の法律家です。
債権法改正のご相談は、ぜひお気軽に最寄りの行政書士まで!!」

営業用ナンバーって何だろう？

生活に欠かすことのできない「自動車」 よく見ると…



ナンバーが緑色の車がありますね
これは白いナンバーと何が違うのでしょうか？



緑ナンバーは

営業用ナンバー といいます



自動車を使用してモノを運ぶ事業を営む場合、その内容によって法律に基づく許可を受けなければなりません。

例えばトラック運送業の場合…

貨物自動車運送事業法

第2条2号 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

となっています。
そしてこのような許可を受けたいいわゆる「働く車」が緑ナンバーになるのです。

ちなみに…

タクシーは道路運送法に基づく許可が必要なので緑ナンバーです。俗に言う「白タク」とは、無許可のため「白」ナンバーの「タクシー」を指します。つまり、違法営業です。

許可が必要な業種はいろいろ

・貨物自動車運送事業 （例）トラック運送

・一般乗用旅客自動車運送事業 （例）タクシー

・貸切旅客自動車運送事業 （例）観光バス

等々…運搬対象や形態によって必要な許可は様々です。また、許可を受けるための要件は非常に厳しいものになっています。これは、適正な事業者にのみ許可を与えることで事業者を利用する一般国民の権利と利益を保護するためです。トラックであれば「大切なモノ」、タクシーであれば「人命」、対象となるのは代えがたいモノです。事業者を利用する私たちもきちんと選ばなければなりませんね。

事業者の許可取得と適正な運営を 行政書士がお手伝い

私たち行政書士は事業者の皆さまの許可申請手続と適正運営のためのお手伝いをしています。ぜひお近くの行政書士にご相談ください。



茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の実施

毎週電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を整えています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図りつつ、中小事業者を対象とした経営支援相談会に参加しています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



法教育の実践

近年、全国各地で、子どもの段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「ごみの収集と法律」のテーマで出前授業を行いました。これからも法に基づく制度を理解してもらい、法的なものの考え方を身につけるための教育に貢献していきます。



災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成30年5月現在では、県内21市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ヶ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市、境町、守谷市、牛久市、常総市、利根町）と締結をしており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めていきます。

なお、平成29年5月には福島県行政書士会と、平成29年11月には関東地方協議会において協定を締結し、連携を深めています。



日行連関東地方協議会連絡会における協定の締結

支部のご紹介

支部名 県西支部

■市町村
筑西市、古河市、結城市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡(八千代町)、
猿島郡(五霞町、境町)

■会員数
275名

■支部長事務所所在地
筑西市中館203番地

■連絡先
0296-25-2919

支部名 県北支部

■市町村
日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡(東海村)、久慈郡(太子町)

■会員数
120名

■支部長事務所所在地
日立市水木町2丁目39番19号

■連絡先
0294-87-6227

支部名 水戸支部

■市町村
水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡(茨城町、
大洗町、城里町)

■会員数
285名

■支部長事務所所在地
水戸市大工町1丁目3番11号
東陽ビル

■連絡先
029-251-3101

支部名 県南支部

■市町村
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)

■会員数
394名

■支部長事務所所在地
龍ヶ崎市佐貫3丁目7番地7

■連絡先
0297-63-3303

支部名 鹿行支部

■市町村
鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、銚田市

■会員数
92名

■支部長事務所所在地
鹿嶋市宮中2010番地3
カシマ95ビル1F

■連絡先
0299-82-8153

(平成30年3月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索



<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

平成30年度 無料相談会一覧

平成30年6月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館(茨城町役場の北側) 2階会議室	毎月第3月曜日 (6/18・8/20・10/15・11/19・12/17・ 1/21・2/18・3/18)	午後1時 ～ 午後4時	ゆうゆう館 029-292-1111
	稲敷市	稲敷市役所(本庁舎) 1階	原則毎月第2・第4日曜日 (6/10・6/24・7/8・7/22・8/12・8/26・9/9・ 9/23・10/14・10/28・11/11・11/25・12/9・ 12/23・1/13・1/27・2/10・2/24・3/10・3/24)	午前10時 ～ 正午	予約先:稲敷市 総務課 029-982-2000 予約日時: 相談日当日の8:30～11:00
	石岡市	石岡市国府地区公民館 1階(要予約)	毎月第3土曜日 (6/16・7/21・8/18・9/15・10/20・ 11/17・12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階相談室(要予約)	毎月第4土曜日 (6/23・7/28・8/25・9/22・10/27・ 11/24・12/22・1/26・2/23・3/23)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:担当 石神 029-896-3417
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (6/19・7/17・8/14・9/18・10/16・ 11/20・12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 2階会議室(原則)	毎月第3火曜日 (6/19・7/17・8/21・9/18・10/16・ 11/20・12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所 (旧友部町役場) 1階ロビー内	毎月第3水曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・ 11/21・12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時 ～ 午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	毎月第3土曜日 (6/16・7/21・8/18・9/15・10/20・ 11/17・12/15・1/19・2/16・3/16)	午前10時 ～ 正午	予約先:担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 401会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (6/6・7/4・8/1・9/5・10/3・11/7・ 12/5・1/9・2/6・3/6)	午後1時 ～ 午後5時	予約先:北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	スペースU古河	10月第3土曜日(10/20)	午前10時 ～ 午後2時	担当 細井 0280-33-3685
		三和公民館	6月第3土曜日(6/16) 12月第2土曜日(12/8)		
		総和中央公民館	11月第3土曜日(11/17)		
	五霞町	中央公民館	7月第2土曜日(7/14) 1月第3土曜日(1/19)	午前10時 ～ 午後2時	担当 細井 0280-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階会議室	原則最終日曜日 (7/29・8/26・9/30・10/21・ 11/18・12/16・1/27・2/24・3/24) 6月第4金曜日(6/29)	午後1時 ～ 午後4時	県西支部 0296-25-2919
し	下妻市	下妻公民館 1階和室	10月第3日曜日(10/21)	午後1時 ～ 午後3時30分	県西支部 0296-25-2919
	常総市	常総市役所 水海道庁舎 市民ホール	原則毎月第3火曜日 (6/19・7/17・8/21・9/18・11/20・ 12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	担当 飯塚 0297-42-3128
		常総市役所 石下庁舎 会議室	10月第3火曜日(10/16)	午前10時 ～ 午後4時	
		常総市役所 水海道庁舎 市民ホール	10月第3土曜日(10/20)	午前10時 ～ 午後3時	
	城里町	城里町役場 2階会議室	毎月第2火曜日 (6/12・7/10・8/14・9/11・10/9・ 11/13・12/11・1/8・2/12・3/12)	午後1時 ～ 午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	偶数月の第3土曜日 (6/16・8/18・10/20・12/15・ 2/16)	午前10時 ～ 午後3時	担当 増戸 0296-25-1907

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
つ	つくば市	つくば市本庁舎 3階302会議室(要予約)	原則毎月第2木曜日 (6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・ 11/15)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:担当 星 029-864-2812
	土浦市	土浦市役所 3階広報広聴課 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・ 11/15・12/20・1/17・2/21・3/21)	午後1時30分 ～ 午後4時30分	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 1階会議室 (要予約・村民に限る)	毎月第2金曜日 (6/8・7/13・8/10・9/14・10/12・ 11/9・12/14・1/18・2/8・3/8)	午後1時 ～ 午後3時	予約先: 東海村社会福祉協議会 029-282-2804
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第2水曜日 (6/13・7/11・8/8・9/12・10/10・ 11/14・12/12・1/9・2/13・3/13)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:日立市役所 広報広聴課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 2階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日) (6/18・7/17・8/20・9/18・10/15・ 11/19・12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時30分 ～ 午後5時	予約先:県北支部 0295-52-3319
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	原則毎月第1・第3・第5木曜日 (6/7・6/21・7/5・7/19・8/2・8/16・8/30・9/6・ 9/20・10/4・10/18・11/1・11/15・11/29・ 12/6・12/20・1/17・1/31・2/7・2/21・3/7)	午後1時 ～ 午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所2階会議室	毎月第2・第4木曜日 (8/9・8/23・9/13・9/27・10/11・10/25・11/8・ 11/22・12/13・12/27・1/10・1/24・2/14・2/28・ 3/14・3/28)		
み	水戸市	水戸市役所 三の丸臨時庁舎 2階相談室(東側) 平成31年からは新庁舎	毎週木曜日(6/7・6/14・6/21・6/28・7/5・ 7/12・7/19・7/26・8/2・8/9・8/16・8/23・ 8/30・9/6・9/13・9/20・9/27・10/4・10/11・ 10/18・10/25・11/1・11/8・11/15・11/22・ 11/29・12/6・12/13・12/20・12/27・1/10・ 1/17・1/24・1/31・2/7・2/14・2/21・2/28・ 3/7・3/14・3/28)	午後1時 ～ 午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第2金曜日 (6/8・7/13・8/10・10/12・11/9・ 12/14・1/11・2/8・3/8) 9月のみ第1金曜日(9/7)	午後4時 ～ 午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (6/16・7/21・8/18・9/15・1/19・2/16・3/16) 10月・11月・12月は第4土曜日 (10/27・11/24・12/22)	午後1時 ～ 午後4時	
も	守谷市	守谷市中央公民館 団体活動室	毎月第2土曜日 (6/9・7/14・8/11・9/8・10/13・ 11/10・12/8)	午後1時 ～ 午後4時	担当 片平 0297-44-9967
や	八千代町	中央公民館	8月第3土曜日(8/18) 2月第3土曜日(2/16)	午前10時 ～ 午後2時	担当 細井 0280-33-3685

この日程は変更になる場合があります。

人に寄り添う行政書士。安心して活用を！



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

行政書士制度を多くの皆さんにご理解いただき、必要に応じて全国 46,000 人、茨城県内 1,170 人余の行政書士へのアクセスが、気軽に出来るようになることを願って発刊した【季のきらめき】も、第 6 号目へと到達いたしました。超情報氾濫社会といわれる中、その取捨選択こそが重要との指摘がありますが、正鵠を得た実行は、より困難ともいえます。国民のリテラシー向上の必要性は論を待たないところですが、士業制度の特性からそれ以上に、提供する側の責任と役割の重要性を認識し、正確にわかりやすくお伝えすることを心がけて編集しております。

士業制度は、世のため人のために存在する社会の公器です。法や制度の枠組みの中で、誰もが等しく活用することで自らの権利を守り、日常生活の便利さを享受することができます。その中でも行政書士制度は、生活に根差した身近なことからビジネスに至るまで、最も幅広い分野をカバーし、依頼者をサポートいたします。

たくさんの情報誌などの中から、本誌をお手に取っていただいたご縁が、皆さんの不安を安心に、不満を満足に、そして夢の実現への近道となることを願って、今号も試行錯誤の連続、皆さんにとって有益となる情報を提供させていただいたつもりです。

行政書士はつねに皆さんの身近にいます。活用してください。期待と信頼にしっかり応えてまいります！

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時～午後5時

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

